

官 報 (号 外)

衆の窮乏を顧みることなく、運輸行政を通じ、一部特權階級のみの利益を守り続けてきたことは、すでに周知の事実でございます。ある週刊誌は、キャッチ・フレーズを編み出し、自民主流派の首脳を「三盜五濁七あほう」とい、反主流派の実力者を「三四五悪六ふうてん」と言つたのであります。が、このことは、今日の自民党が、思想や政策の政党でなく、三盜五濁、三四五悪の文字が示すように、私利私欲、党利党略のほか何ものでもないことを明白に示したものであります。(拍手)このようく質度の低い戦国的な様相が国民の保守党に対する信頼感を急ピッちに失わせつゝあるにもかかわらず、依然として、政治権力と結びつき、贈収賄の温床を作り、汚職問題を引き起す必然性を重ねつつあることは、われわれ国民の全く容認することでのきぬ点でござります。

さきの総選挙に際しましては、八百億減税その他数々の選挙目当ての公約で国民党を歓迎したのであります。が、実際には、私鉄運賃の値上げ等によつて低所得者の家計の負担を増加せしめて參つたことは、御承知の通りであります。私鉄白書では運賃値上げによる物価騰貴を強く否定しておるのであります。が、しかし、国民党が多くの不安を抱いておることは偽わらざる事実でございます。國鉄運賃の改定以来、一応、諸物価の値上げは抑えられておつ

たのであります。が、今回の私鉄運賃値上げを機会に、これを突破口として、一齊に値上げへ出発する情勢と不安はきわめて濃厚になつて参つたのであります。私鉄運賃値上げのみが直接的でないにいたしましても、これが間接的に巻き起す諸物価値上げへの原動力となることは、これまた火を見るより明らかであります。新聞、放送、ガス、電気、快画など、このあとはメジロ押しの状態であり、これが自民党の物価上直し論とともに値上げにまかれ通ることは必至で、国民生活に脅威をもたらすことは、これまで明らかでございます。換言するならば、運賃値上げの家計に対する直接的にはね返りでなく、連鎖反応的脅威であります。すなわち、直接的であると同時に、それが他の産業や賃金に大きくはね返つてくるということであります。また、一方、運賃値上げの目的が五ヵ年計画のための資金獲得にあるとするならば、これは兼業部門に対する過当競争的設備投資を招来するものと、これまた断ぜざるを得ないのであります。このよう、大企業に奉仕し、国民の世論を無視した一方的な私鉄運賃値上げは、国民の生活を犠牲にするのみならず、政治権力に結びついた一個の汚職に墮する事実を強く指摘しなければならぬでござります。

同様に、永野運輸大臣の就任により急速に具体化した問題が、今日院内外を通じ強い批判を受けておる国鉄志免鉱業所民間払い下げの問題でござります。
志免炭鉱は、従業員三千二百名を擁し、埋蔵量二千万トン、出炭量は年産五十五万トン、平均六千五百カロリーアンペルで、九畳でも屈指の良鉱であります。
従つて、今まで、この払い下げをめぐつて、業界、政界の騒動をもって鬱陶骨なものがあつたのであります。すなわち、昭和三十年十一月の行政管理庁の勧告及び翌三十一年一月の国鉄経営調査会の答申に端を発したのであります。が、その勧告、答申の言わんとするところを要約いたしますと、その第一は、志免鉱業所は赤字であり、非経営的であるので、国鉄経営より分離するか、さもなければ、徹底的な経営の合理化に努めよ、ということであつたのであります。しかし、その後、山元における従業員を中心とする関係者の犠牲的努力と献身的協力及び炭界の事情も手伝い、今日では二億余の黒字経営となり、第一の経済的根拠が消滅いたしまするや、今度は、たちまち豹変して、可採炭量が少いという一方的な資料を掲げ、志免鉱業所の事業生命がはなはだしく短命であること、すなはち、将来性のないことを第二の理由として、あらためて提議を行い、ことに、三十三年四月には、全く御用機関

にひとしい、かいらいの調査委員会を設置し、民営移譲の合理性をはかつたのであります。この当局側の不當なる態度に対し、わが社会党は、学者、技術者、経験者の協力を得、衆知を集め、あるときは、勝間田対策委員長以下十数名の国会議員も、地下數千尺の坑底にもぐり、炭塵にまみれ、汗を流し、詳細なる実地調査を行い、ついに、最も科学的な、志免鉱業所長期安定経営は可能である旨の具体的開発計画案を発表し、強く当局の欺瞞性を及ぼすに至ったのであります。(拍手)当局は、この社会党の具体的開発計画案に驚くと同時に、自信を喪失し、かしら、社会党案を否定しつつも、思想の相違を第三の理由として、あえて尾間払い下げを強行しようとしたのであります。

十五万トン出荷で十年以上可能なることを主張せるにもかかわらず、あと二、三年で限界にくるといふ国鉄当局との意見の極端な対立は、ぜひとも国民の前に明らかにせらるべきことを、強調いたしておるのであります。(拍手)結局、國民の監視下に公明正大に行われる確信があるかどうか、はなはだ疑問だといつておるのであります。しかるに、社会党に対しては、今日まで一回の討議の機会も与えず、従業員に対しては、従業員が一步譲歩すれば当局は二歩前進する独善的な態度をとつて参つたのであります。このことは、志免鉄扱い下げが業界垂れんの的といわれ、従つて、当局と政治ボスが結託をし、いわゆる独占資本の利潤追求のための好餌とした結果であることは、全く疑う余地がないのであります。

昭和三十四年二月十七日 柴議院会議録第十五号 運輸大臣永野謹君不信任決議案

井利 松平治 森 錦知	三口 好一郎 山口六郎次郎	山本 藤市和 渡邊 本治和	日程第一、昭和三十一年度一般会計予算補正(第2回)
森下 國雄君 八木 一郎君	山崎 嘉蔵 山下 春江君	亘 四郎君	計予算補正(第2回)
八木 徹雄君 保田 武久君	山中 雄男君 山中 貞則君		○議長(加藤謙五郎君) 日程第一、昭和三十一年度一般会計予算補正(第2回)
柳谷清川郎君 山口章久郎君	山村庄六助君 山村新治郎君		

昭和三十一年度一般会計予算補正(第2回)

右

國本に賛同する。

昭和三十一年四月十一日

文部省大田主査

昭和三十一年度一般会計予算補正

予算補正總則

第1条 計定の昭和三十一年度歳入歳出予算を下記により補正する。

区 分	歳 入(円)	歳 出(円)
昭和三十一年度成立予算額	1,321,229,502,000	1,321,229,502,000
補 正 追 加 額	11,853,912,000	11,853,912,000
改昭和三十一年度予算額	1,333,083,414,000	1,333,083,414,000

上記補正額の主管又は所管及び組織別の区分並びに組織内における歳入の性質別の部・款・項の区分及び歳出の目的別の項の区分は、「甲号歳入歳出予算補正」による。

第2条 国が財政法(昭和22年法律第34号)第14条の3の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号歳明許費補正」による。

第3条 説明書の明細は、別に添付する「歳入予算補正明細書」に掲げる。

第4条 説明書の明細は、別に添付する各省政府の「予定経費補正要旨」及び「歳明許費補正要求書」に掲げる。

甲号 賽入歳出予算補正

歲 入

大蔵省主管

(追 加 額) 租税及印紙収入 8,000,000,000

(款) 租 稅 8,000,000,000

(項) 相 稅 500,000,000

(追 加 額) 官業益金及官業収入 402,831,000

(款) 官 業 収 入 402,831,000

(項) 病 院 収 入 402,831,000

(組織) 衆 議 院 合計 11,853,912,000

歳 入

補 正 額

合計

國 會 所 管

(追 加 額) 衆 議 院 97,129,000

(項) 参 議 院 72,461,000

(組織) 參 議 院 169,590,000

(追 加 額) 外 務 本 省 169,590,000

(款) 外 務 本 省 169,590,000

(項) 外 務 本 省 169,590,000

申) お詫び申した。終戻の報告を求める。予算委員長橋渡君。

(追 加 額)		昭和33年発生漁港施設 災害復旧事業費	74,247,000
(項) 國際分担金其他諸費	153,184,000		
(組織) 大蔵本省	大蔵省所管		
(追 加 額)		農林省所管補正額合計	338,250,000
(項) 国庫受入預託金利子	文部省所管	運輸省所管	
(組織) 文部本省			
(追 加 額)		(組織) 勞働本省	
(項) 義務教育費国庫負担金	4,507,278,000	(追 加 額)	
(組織) 国立学校		(項) 失業保険費負担金 政府職員等失業者退職手 当	1,491,318,000
(追 加 額)		(項) 災害復旧事業費	150,000,000
(項) 国立学校	71,827,000	労働省所管	12,243,000
大学附属病院	200,000,000		1,653,561,000
計	271,827,000		
文部省所管補正額合計	4,779,105,000		
(組織) 厚生本省	厚生省所管	(組織) 建設本省	
(追 加 額)		(追 加 額)	
(項) 生活保護費	1,391,001,000	(項) 昭和33年発生河川等災 害復旧事業費	1,215,829,000
国民健康保険助成費	1,211,482,000	出補正額総計	11,853,912,000
計	2,602,483,000		
農林省所管			
(組織) 農林本省		(組織) 婦人補導院	
(追 加 額)		(組織) 糜正官署	
(項) 家畜伝染病予防費補助	39,171,000	法務省所管	
蚕糸業緊急対策費	391,789,000		
昭和33年発生農業施設 災害復旧事業費	254,043,000		
計	685,003,000		
農林省所管			
(組織) 農林本省		(組織) 農林本省	
(追 加 額)		(項) 蚕糸業緊急対策費	
(項) 漁業災害復旧資金融通利子 子補給及損失補償	上記経費のうち、桑園整理奨励費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用する ことができる。	上記の経費のうち、漁業災害復旧資金融通利子補給及損失補償は、本年度の支出残額を翌年度に繰 り越して使用することができる。	74,247,000 215,865,000 900,868,000
(追 加 額)			
(項) 漁業災害復旧資金融通利 子補給及損失補償			
(項) 漁業災害復旧資金融通利 子補給及損失補償	141,618,000		

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔橋本登壇〕

○橋本登壇 ただいま議題となりました昭和三十三年度一般会計予算補正(第2号)につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本予算補正是、去る一月二十三日予算委員会に付託され、三十一日政府より提案理由の説明を聽取し、二月十三日、十四日の兩日にわたりて審議し、十四日討論、採決されたものであります。

まず、その内容を簡単に申し上げま

す。今回提出せられました予算補正是、

三十二年度予算成立後に生じました事由に基き、当面必要とされる経費につ

いて予算措置を講ずるためのものであります。今回の予算補正の規模は、歳入歳出ともそれ百十八億五千四百万円であります。従いまして、さきに成立いたしました予算補正(第1号)による追加分を合せて、昭和三十三年度一般会計予算総額は、歳入歳出とも一兆三千三百三十億八千三百五百万円となるのであります。

歳出のおもなものは、生活保護費十

三億九千五百万円、失業対策費十六億四千五百円、義務教育費国庫負担金四十

五億七百万円、三十三年度発生災害復旧事業費十五億八千五百万円等、主として義務的経費の追加であります。

これに必要な財源といたしましては、租税及び印紙収入八十億円、専充納付金三十億円等、現在までの取納状況から推して、収入の見込みが予算額をこえることが確実なものみをもって充てることにいたした次第であります。

次に、委員会における質疑について若干申し上げます。

まず、質問の第一点は、「今回の補正の対象となつた義務教育費国庫負担金四十五億円、すなはち、教職員給与

費国庫負担金の三十二年度精算不足額二十九億円と、期末手当〇・一月分の増額等に伴う三十三年度所要額十五億円は、それぞれ三十二年度、三十三年度の地方財政計画には見込まれておらず、地方自治団体の負担となり、地方財政を圧迫すると思うが、三十三年度及び三十四年度においてはいかなる措置を講ずるのか」というのであります。

政府の答弁では、「以上のほか、賃借支払い問題、日韓問題、日中問題等、国政の諸般にわたって活発なる質疑応答が行われましたが、詳細は会議録に譲ることにいたしました」。

以上のはか、賃借支払い問題、日韓問題がえをするつもりはない」という評価がえをするつもりはない」という政府の答弁であります。

以上のはか、賃借支払い問題、日韓問題、日中問題等、国政の諸般にわたって活発なる質疑応答が行われましたが、詳細は会議録に譲ることにいたしました」といふことです。

かくして、十四日質疑を終了し、引き続き討論、採決を行いました結果、

本予算補正是政府原案の通り可決いたしました次第でござります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

る公共事業は増大するので、彈力的財源に乏しい地方財政を非常に圧迫する

思ふが、財源を確保するために固定資産税の評価基準を引き上げる意図はないのか」というのであります。

これに対し、第一点の義務教育費国庫負担金につきましては、「三十三年(第2号)に反対をし、その理由を申し上げたいと存じます。(拍手)

まず、質問の第一点は、この補正予算は、その規度の精算不足分ができるだけ少くするための予想されるものについては今回、

の予算補正で措置されることになつており、さらに、三十四年度の国庫負担分については、退職手当積算率を二%から一・五%に、昇給原資の二%を三%に引き上げる等の措置によつて相

当改善せられてゐる。また、第二点の固定資産税の評価基準については、その規模において当初予算の一%程度のもの

であり、その内容も、支出において

は、社会保障関係なり、災害復旧ある

ことは、依然として、氣の毒な中小企業は、苦しい金繕りなり、高金利なり、あ

るいは不渡り手形の不安におひえてお

る。あるいは、テレビが売れ、映画館がはやる、消費ブームだと申してお

り、また、その財源としては、関税など

に入ります。岡良一君。

〔岡良一君登壇〕

○岡良一君 私は、日本社会党を代表して昭和三十三年度一般会計予算補正

いたしまして、ただいま議題となりました昭和三十三年度一般会計予算補正

においても一向に改善されではおりません。なるほど、なべ底景気も上向いた。この秋には增资ブームが来て、再

び高原景気があるかもしないなどと

いう者もあるが、高原の下のすそ野で

は、依然として、氣の毒な中小企業

は、苦しい金繕りなり、高金利なり、あ

るいは不渡り手形の不安におひえてお

る。あるいは、テレビが売れ、映画館がはやる、消費ブームだと申してお

り、砂糖消費税なり、また相続税、さらには専充納付金の増収確実なる部分

算の補正を要求し、さらにはまた、政

策の大転換を要求したことは、御記憶のことと存するのでございます。し

かも、このような当時の事情が、今日においても一向に改善されではおりま

せん。なるほど、なべ底景気も上向いた。この秋には增资ブームが来て、再

び高原景気があるかもしないなどと

いう者もあるが、高原の下のすそ野で

は、依然として、氣の毒な中小企業

は、苦しい金繕りなり、高金利なり、あ

るいは不渡り手形の不安におひえてお

る。あるいは、テレビが売れ、映画館がはやる、消費ブームだと申してお

り、砂糖消費税なり、また相続税、さらには専充納付金の増収確実なる部分

を充てておりますので、一見きわめて

よ

ります。しかし、たとえば、日本の労働者の賃金の実態は、最近の統計を見ても、一万二千円以下の者が五〇%、八千円以下の者が三〇%といふ比率であります。従いまして、当然、政府は補正に組まなければ、一・三四年度の一一般会計予算にわれわれの意欲を満たすべきにもかかわらず、二回にもわたる補正においてこれを拒否し、三十四年度予算案においては、さらにはこの国民の窮乏を強化しようとするような乱暴な政策を見せておるのである。これが、われわれのこの補正予算案に反対をする根本の立場でございます。(拍手)

そこで、たとえば、この予算案そのものについて申し上げましても、なるほど、生活保護法の医療扶助には十四億八千万円が計上されておる。これも、厚生省の当初の要求は三十億であつた。これがわずかの半分に陥落されてしまつておるのであるから、これだけでも、義務的に支出すべき生活保護法の費用について、政府は義務を履行する誠意がないとも言える。しかも、このような大なたをふるつての予算額に締めつけられましては、地方における法の運営において、あるいは適用の制限なり、あるいは診療の打ち切りが起らないという保証はないのである。

しかも、このような方針は、三十四年度の生活保護法においても踏襲されておる。三一・一生活扶助費はふやそそうといふが、これは物価の値上がりに相応しだけのものであつて、生活保護費は実質的に一文もふやされておらぬ。しかも、そのエンゲル係数は六四である。エンゲル係数が六四であるといふ。生計費は、かよわい、氣の毒な生活困窮者を、最低の文化生活どころか、大小の適用が受けたくても受けられない。

いわゆるボーダー・ラインの極貧層が一千二百万になんなんとしておるが、全く野放しで、何らの救済措置も講じようとおらない。

あるいは、この補正予算には、失業保険に対する国庫負担金が計上されておる。ところが、来年度になると、いよいよ保険財政が六百億も黒字になつたからといふので、国庫負担は大幅に引き下げようともしておる。失業保険制度といふものは、わが国の労働事情のもとにおいては、最も中心となるべき雇用政策の中核であるにもかかわらず、その意義をわきまえないところか、一昨年は完全失業者が三十五、六万、昨年は四十七、八万と飛騰的にふえておる。あるいは、昨年における就職率を見ても、五月の六・七が、十一月には四・八%と激減しておる。もしこ保険財政に余裕があつたら、当然、適用の範囲を広めるなり、給付内容を改善して、期間の延長をはかることが、真に社会保障制度を愛する者の当然の措置である。(拍手)もづけが出たから政府の支出を切り下げようといふ、こういふ、さもしい、社会保障を福利事業と取り違えたような態度で、一体、何の福祉国家の建設ができるか。(拍手)

社会保障制度と、完全雇用政策と。
そうして合理的な最低賃金制度といふものは、今さら申し上げるまでもなく、近代社会における国民生活を守る三本の大きな柱である。ところが、歴代の内閣は、みずから資本主義政策の上に常に貧困と失業を生み出しながら、この失業と貧困のために系統的な対策を講じて参ったが、今申しまして一事について見ても、岸内閣は、このみずからが生み出したところの貧困と失業に対して面をそらし、背を向けようとしておる。われわれは、政府がいかに福祉国家を唱えられ、社会保障の充実を囁えられても、岸内閣には、もはや社会保障、福祉国家建設の限界がきておることを見抜いておる。と言わんよりは、むしろ、岸内閣の政治的生産そのものが限界に到達したものといわなければならぬのである。

きく農村を荒しておる。自分たちの作物では、何らとつてくれない。一方では、動力なり、農機具なり、あるいは農業なり、化学肥料といふものの独占價格は一向に下らないという。作つたものと貰うものの、はさみ状價格差は、昭和二十九年を境として、年年急激に増大してきておる。そういうわけであるから、はさみ撃ちに耐えかねて、特に中小零細農は自分の耕地を捨てて転落しておる事実を、最近の農林白書がはつきりと示しておるのである。敗戦によつて自分が手にしたところの耕地を——農民の唯一の生産手段であり、また、最大の生産手段である農地を手放さねばならないという、これでは、單なる一個の、農村の窮乏の物語ではない。日本の農村には、今や深刻なる恐慌が起らうとさえしておることを、私は懸念するものである。

この規模の小さい補正予算に関連いたしましても、このように、国民生活の大しておる。農村は、これまた恐慌の一歩手前といふ、みじめな状態を示しておる。労働者の賃金の実態は、先ほど申し述べましたが、さらに、最も

重大な、当面する大経営と小経営における賃金の格差、一昨年はすでに五の%といふような数字を示しておるが、これを、いわゆる業者間協定、地域別業者間協定といふような、こういう粗暴な最低賃金法によつて、人種的な差別にもひとしいよくな、中小労働者の低賃金を合理化しようとするが、これは、われわれは、日本のあらゆる労働者とともに、政府と与党に向つて断固戦いを宣したいと存ずるのである。

中小企業に見ても、その事例は一々枚挙にいとまがないのであるが、中には、労働者といふ、農民といふ、そしてまた中小企業家といふ、今日、日本には目に見えない貧困の波が大きくなり寄せておる。この責任は何人にあるかといえば、言わざと知れた、岸内閣がみずから権力をもつて独占資本の利益に奉仕しようとする、露骨なる町尊政策の結果にほかならないのです。(拍手)

今日、日本の経済を支配する、これらの大経営と政府が、いかなる形で结合しておるか。たとえば、その一例を見るならば、昭和三十一年度に、政府が関係する金融機関において、資本金三億以上の大経営、大事業に融資をそものは、開発銀行において八九%，開

題となつた輸出入銀行において八八%、長期信用銀行において七〇%、興業銀行の六五%。このよつたして、国民の血税、零細な労働者の保険の積立金、つましい国民の郵便貯金が、惜しげもなく大企業、大経営につき込まれておる。このよつたして、政府みずからが独立資本の強化と利益のために奔命をいたす、ここに必然的に疑惑と汚職の種がまかれてくるのである。政治は、そのために、いよいよ腐敗堕落する。従つて、いかに岸總理とその御一党が説明を繰り返されましても、この因果の鉄則は、諸君をますます疑惑とこうとを、私は申し上げたい。

わが党は、國を守るよりも国民の生

活を守れといふ立場において、防衛闘争の大幅削減を主張してきた。しかしながら、今日、核兵器の巨大なる発達によつて、全面戦争が起れば勝利者はいない。戦術兵器としても、すでに五十キロトンの核兵器がむささびに用いられる今日、われわれは、このよくな、あさはかな外国の中古兵器にたよつた日本の防衛力は、もはやナンセンスであるということを申し上げなければならぬ。國を守るためにには、まず国民の生活を守る。われわれは、この

立場に立つて、あくまでも国民の利益と繁栄を擁護する決意である。世界の

国々において支配と從属の存在する限り、世界の平和はこない。國の中に榨取する階級と榨取される階級がある限り、いつまでも繁栄と福祉はこないの

である。われわれが、この原則に立て、やがて来たるべき将来においては國民の圧倒的な支持をかちとるであろうことを申し上げて、反対の討論を終

えるものであります。(拍手) 国会に提出する。

昭和三十四年一月二十六日

内閣總理大臣 岸 信介

警察法の一部を改正する法律案

理由

少年の非行防止、交通事故の防止等に関する研究及び実験を行い、も

つて科学的な警察活動を推進するた

く、少年の非行的傾向を助長する要因について科学的に研究し、それを基礎として合理的な少年非行の防止、そ

の他犯罪防止のための技術及び対策を発見するよう努力すべきであり、また、近時自動車数の激増による交通量の飛躍的増加により複雑かつ困難なものとなつてきた交通安全に対処して、

その適正な運営を期するため、道路交

事務をつかさどる。

二 科学警察研究所は、左に掲げる

事務をつかさどる。

一 科学捜査についての研究及び

実験並びにこれらを應用する鑑定及び検査に關すること。

二 少年の非行防止その他犯罪の

防止についての研究及び実験に

關すること。

三 交通事故の防止その他交通事故についての研究及び実験に關すること。

本法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

改正を加えようとするものであります。

右

等に関する研究及び実験を行い、も

つて科学的な警察活動を推進するた

め、警察庁に附置されている科学捜

査研究所を拡充し、その名前を科学

警察研究所と改める必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由で

ある。

警察法(昭和二十九年法律第六百六十二号)の一部を次のよう改正す

る。

第二十八条(見出しを含む)中「科

学捜査研究所」を「科学警察研究所」に改め、同条第二項を次のよう改めること。

○議長(加藤五郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本件の委員長の報告は可決であります。本件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤五郎君) 起立多數。

よつて、本件は委員長報告の通り可決いたしました。

〔鈴木善幸君登壇〕

〔鈴木善幸君登壇〕

○鈴木善幸君 ただいま議題となりました。

した警察法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本法律は、最近における少年の非行の著しい増加と悪質化の傾向、交通状況の著しい変化等に対応するため、少年の非行防止、交通事故の防止等に關す

る適切有効な対策を樹立する必要があり、これらの必要を満たすため、警察の規制、交通安全の施設、材料、車両運転者等の諸要件等、これに関連する諸問題の科学的研究及び実験を行ふことを基礎として交通警察に関する適切有効な対策を樹立する必要があ

り、これらを満たすため、警察

法第二十八条の規定により設置される

おる科学捜査研究所の任務に以上の二点を新たに加え、従つて、その名前も

科学警察研究所と改めようとするこ

とが、本案の内容であります。

本案は、去る一月二十六日本委員会に付託され、同月二十九日青木國務大臣から提案理由の説明があつて、慎重審議いたしました。その詳細は会議録に譲りますが、科学警察研究所の機構と施設については、さらに根本的な検

○議長(加藤五郎君) 日程第一、警察法案(内閣提出)

○議長(加藤五郎君) 日程第一、

商工委員 小松 幹君 今村 等君 予算委員 棚井 奎夫君	科学技術振興対策特別委員会 (議案提出) 棚井 奎夫君	地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第六五号)(参議院送付) 法務委員会 付託
森下 國雄君 山下 春江君 津島 文治君 保岡 武久君 藤枝 泉介君 加藤 高藏君 佐藤虎次郎君 多賀谷眞穂君 今村 等君 早稲田柳右門君 北村徳太郎君 田村 元君 井出一太郎君 小坂善太郎君 大平 正芳君 小松 幹君 淡谷 悠藏君 南條 德男君 地方行政委員 高橋 賴二君 法務委員 福井 順一君 大蔵委員 三木 武夫君 文教委員 河野 正君 社会労働委員 伊藤卯四郎君 運輸委員 高橋 英吉君 (特別委員辞任) 伊藤卯四郎君 一、去る十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 科学技術振興対策特別委員 (特別委員辞任) 伊藤卯四郎君 一、去る十三日議長において、次の通りである。	一、去る十四日議員から提出した議案は次の通りである。 義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(棚井奎夫君外二名提出) 一、去る十四日内閣から提出した議案は次の通りである。 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案 一、去る十四日内閣から提出した議案は次の通りである。 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案 一、去る十四日内閣から提出した議案は次の通りである。 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 一、去る十四日内閣から提出した議案は次の通りである。 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案 一、去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案 一、去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。 防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案 一、去る十四日内閣から提出した議案は次の通りである。 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案 一、去る十四日内閣から提出した議案は次の通りである。 日本観光協会法案 一、去る十四日内閣から提出した議案は次の通りである。 (委員会審査省略要求書受領) 一、去る十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 運輸大臣永野謙君不信任決議案 一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。 昭和三十二年度国有財産増減及び現在額 総計算書 (議案付託) 一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。 運輸大臣永野謙君不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出) 一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)(参議院送付) 一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案	一、去る十三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案 一、去る十三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 一、去る十三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案(内閣提出第八八号)(参議院送付) 一、去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。 大蔵委員会 付託 日本観光協会法案(内閣提出第一五四号)(予) 自動車ターミナル法案(内閣提出第一五五号)(予) 以上二件 運輸委員会 付託 (議案送付) 一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号) 一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 地方行政委員会 付託 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五一号) 一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 一、去る十三日参議院に付託された議案は次の通りである。 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案 国立学校設置法の一部を改正する法律案 一、去る十三日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 捕獲審査所の検定の再審査に関する法律案
官報(号外)	地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第一五三号) 地方行政委員会 付託	地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第一五三号)

(謹案通知書受領)

一、去る十三日参議院において、次の

受領した。

科学技術会議設置法案
憲法調査会法の一部を改正する法律

(證案撤回通知)

一、次の議案は去る十三日委員会にお

七

名提出

名提出

衆議院会議録第十四号中正誤
ページ段行誤正